

PTA 細則 新旧対照表 (令和3年1月16日改正)

(傍線部分は改正部分)

| 新 | 旧 | 備考欄 |
|---|---|-------------------------------------|
| <p>◎ 第1章 役員・会計監査委員・常置委員長・人権協常任委員の選挙および就任</p> <p>第1条</p> <p>(1)ア～イ (略)</p> <p>ウ) 運営委員の中から、互選により、2名の指名委員を選出する。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、前号の場合も、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。但し、<u>指名の同意が得られず、役員・会計監査委員・常置委員長の定員に満たない場合は、常置委員未経験者の中から抽選で選出し、指名候補とする。</u></p> <p>◎ 第3章 常置委員会および臨時委員会、人権協常任委員</p> <p>第9条</p> <p>1～3の4 (略)</p> <p>3の5 <u>令和3年度より、会長職を引き受けた場合は、以降の常置委員、指名委員、地区安全委員、協力要員への選出を免除される。</u></p> <p>4～5 (略)</p> | <p>◎ 第1章 役員・会計監査委員・常置委員長・人権協常任委員の選挙および就任</p> <p>第1条</p> <p>(1)ア～イ (略)</p> <p>ウ) 運営委員の中から、互選により、2名の指名委員を選出する。 <u>但し、平成28年度以降に地区安全委員長を引き受けた者が、常置委員経験者の場合、指名委員への選出は免除される。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、前号の場合も、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。</p> <p>◎ 第3章 常置委員会および臨時委員会、人権協常任委員</p> <p>第9条</p> <p>1～3の4 (略)</p> <p>4～5 (略)</p> | <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> |

PTA 細則 新旧対照表 (令和3年1月16日改正)

(傍線部分は改正部分)

| 新 | 旧 | 備考欄 |
|---|--|-------------------------|
| <p>◎ 第4章 地区安全委員会</p> <p>第14条 地区安全委員及び地区安全委員長の選出方法は以下の通りとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>令和3年度より、地区安全委員長の選出方法は第1条を準用する。</u></p> <p>3の1～3の2 (略)</p> <p>3の3 <u>令和3年度より、過去の経験者も含め、地区安全委員長を引き受けたものは、以降の常置委員への選出は免除される。</u></p> <p>4 (略)</p> | <p>◎ 第4章 地区安全委員会</p> <p>第14条 地区安全委員及び地区安全委員長の選出方法は以下の通りとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>地区安全委員会は、委員長2名を互選により選出する。地区安全委員長は原則としていずれの委員長にも再選出されない。役員及び常置委員長経験者は、地区安全委員長への選出を免除される。なお、地区安全委員長と常置委員の兼任は出来ない。この時、最終学年(6年生)の保護者の地区安全委員にて、常置委員未経験者から原則、立候補及び互選により選出する。但し、2名に満たない場合は、他の学年で常置委員未経験者からから立候補及び互選により原則、選出する。</u></p> <p>3の1～3の2 (略)</p> <p>4 (略)</p> | <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> |